

第 5 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

子ども家庭福祉課

1 計画策定の趣旨・経緯

- 母子父子寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、ひとり親家庭等の仕事や生活全般に係る総合的な支援を推進
- 第 4 期計画の終期が令和 5 年度（2023 年度）末までであることから、次期（第 5 期）計画を策定

2 計画期間

- 令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）まで [5 年間]
 ※第 1 期：平成 18 年 4 月～、第 2 期：平成 21 年 4 月～、第 3 期：平成 26 年 4 月～、
 第 4 期：平成 31 年 4 月～

3 計画の概要

- 次の「基本理念」を掲げ、5 本の「施策の柱」で計画を推進

「基本理念」

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

「施策の柱」

- ① 「仕事」を支える取組
- ② 「家計」を支える取組
- ③ 「子育て」を支える取組
- ④ 「学び」を支える取組
- ⑤ 「安心・交流」を支える取組

4 重点的に取り組む事項

- (1) より良い条件の就労及び収入確保に向けた支援
 - ・ 就業相談や求人情報の提供による就業の実現
 - ・ 給付金の支給や就業支援講習会による就業・資格取得の実現
- (2) 子どもの生活や学習への支援
 - ・ 子ども食堂の開設数の拡大
 - ・ 子どもに対する学習支援（地域の学習教室）生徒数の増加
 - ・ ひとり親家庭を対象とする割引制度に取り組む学習塾の拡大
- (3) 各種取組の広報啓発の強化
 - ・ 必要な情報をタイムリーに届けるための SNS 等を活用したプッシュ型の情報発信
 - ・ 市町村等の窓口における相談対応の強化

5 今後のスケジュール

12 月	1 月	2 月	3 月
12/13 厚生常任委員会			2 月～3 月 厚生常任 委員会報告
計画案とりまとめ	パブリックコメント	計画策定 委員会	計画 策定

<第5期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画の概要>

第1章 ひとり親家庭等自立促進計画について

○計画改定の趣旨

ひとり親家庭等は仕事と子育てをひとりで担い、様々な課題を抱えていることから、仕事や生活全般に係る総合的な支援が必要。令和6年(2024年)3月をもって現行(第4期)計画の計画期間が終了するため、今回計画改定を行う。

○計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく計画

○計画期間

令和6年(2024年)4月から令和11年(2029年)3月まで(5年間)

○これまでの計画

- 平成18年(2006年)4月～第1期
- 平成21年(2009年)4月～第2期
- 平成26年(2014年)4月～第3期
- 平成31年(2019年)4月～第4期

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

(1) 安定的な雇用の確保

【○現状と課題、●今後の方向性】

○就業率は約9割だが、約3割が非正規雇用

- より良い条件での就労に向けた資格取得支援や就業相談の実施が必要
- 民間による雇用促進等を図ることが必要

(2) 収入の確保

○平均就労収入額(母子世帯平均204.2万円)について、一般世帯のそれ(給与所得者(女性)平均302万円*)と比べて少なく、家計に余裕がない世帯が多い *国税庁R3民間給与実態統計調査

- 就労収入の増加を図ることが必要
- 貸付金等の経済的支援が必要
- 養育費を取り決め、確実な取得に繋げるための支援が必要

(3) 仕事と子育ての両立

- 仕事と子育ての両立に不安・困難を抱えているひとり親家庭が多い
- 安定的な就業の実現のためにも、子どもの一時的預かりや居場所づくり等を含めた子育て支援の充実が必要
- 残業、疾病等の様々な事象において、家事や育児の負担軽減を図る日常生活の支援が必要

(4) 子どもの学習支援

- 多くの保護者が子どもの教育や進学に不安・悩み等を抱えており経済的理理由で塾等に通うことが難しい
- 子ども達の夢の実現を支援するとともに、貧困の連鎖を教育で断つため、「学び」を支える支援が必要

(5) 孤立化防止と社会的理解の促進

- 相談できずに、地域の中で孤立している世帯が少なくない
- 相談窓口や各種事業の広報啓発を強化し、利用を促進するとともに、世帯間の相互交流による精神的負担の緩和を図ることが必要
- 社会全体でひとり親家庭等を支える必要があるという共通認識を醸成していくことが必要

(6) 災害や感染症等の非常事態による生活への影響に対する支援

- 災害(熊本地震や令和2年7月豪雨)や新興感染症(新型コロナウイルス等)、物価高騰など非常事態において、ひとり親家庭への影響が深刻
- 非常事態において、国等の動向を注視しつつ、迅速に手厚い支援を届けるため支援拠点の整備が必要
- 非常事態に限らず、必要な情報を届けるための体制の強化が必要

第3章 基本理念と基本目標

基本理念

ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進

特に強化する取組

ひとり親家庭等に関する実態調査(令和4年(2022年)実施)の結果を踏まえ、第5期計画では特に、以下の取組を重点的に推進する。

- ①より良い条件の就労及び収入確保に向けた支援
- ②子どもの生活や学習への支援
- ③各種取組の広報啓発の強化

基本目標と施策体系

主な施策

追: 既存事業の追加 新: 新規事業 拡: 事業拡充、見直し事業

必要な方にタイムリーに必要な情報をつなげる(広報啓発の強化)

1「仕事」を支える

- 職業紹介や就業相談
- 資格や技術取得の支援

- 拡: 就業相談・情報提供(県)
- 拡: 高等職業訓練促進資金貸付事業(県)
- 拡: 高等職業訓練促進給付金(県)

○ひとり親の雇用促進

- 拡: 就業支援講習会(県)
- 特定求職者雇用開発助成金制度(国)
- 生活保護受給者等就労自立促進事業(複数主体)

○民間と連携した取組

- 拡: 民間による就労支援(雇用促進や福利厚生制度等を整備・充実)(複数主体) 等

2「家計」を支える

- 手当や貸付
- 養育費確保及び継続的な履行確保の支援

- ・児童扶養手当の支給(国)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付(県)
- ・弁護士による相談(県)

○民間と連携した取組

- 新: 養育費確保支援事業(県)
- 養育費についての啓発(県、市町村)
- 民間による家計支援(フードバンクによる食材、日用品提供等)(複数主体) 等

追: 医療費の助成

- 追: ひとり親家庭等医療費助成事業(市町村)

3「子育て」を支える

- 保育サービス等の確実な提供
- 一時的な預かりや居場所づくり
- 日常生活の支援

- ・教育・保育施設の整備(市町村)
- ・延長保育等推進、病児・病後児保育事業(市町村)
- ・「よかボス」の推進による子育て支援(県)
- ・住宅確保要配慮者への支援(複数主体)

○民間と連携した取組

- 追: ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村)
- 拡: 民間による子育て支援(子ども食堂等による居場所づくり等)(複数主体) 等

4「学び」を支える

- 新: 保護者への支援
- 子どもたちの学習等の支援

- 新: 保護者の教育に関する相談体制の整備・充実
- 新: 経済的支援に関する情報提供体制の整備
- 新: 地域の学習教室(県)
- 新: ひとり親家庭応援の塾(県)
- 高卒認定試験合格支援事業(県)
- 子どもの学習援助事業(県)
- 放課後子ども教室推進事業(県、市町村) 等

5「安心・交流」を支える

- 相談への対応
- 相互交流の促進
- 社会的な理解の促進
- 新: 非常事態時の支援
- 新: 情報提供や広報啓発の充実

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでの相談(県)
- ・母子・父子休養ホーム「しらゆり」を活用した取組(複数主体)
- ・研修会、交流会の実施(県)
- 新: ひとり親家庭の支援拠点を活用した物資配布等の支援(複数主体)
- 新: 新興感染症や災害の発生など非常時における情報提供体制の強化(複数主体)
- 新: 子どもたちへの各種支援に関する情報提供体制の整備(複数主体)

第5章 計画の推進に向けて

※具体的な施策や数値目標等は、骨子案承認後、詳細に検討

○国、県、市町村等の関係機関、民間団体等がそれぞれの立場で役割を果たし、社会全体でひとり親家庭等を支えていく。
○計画期間中、進捗状況を確認し、必要に応じ、ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会に報告、協議を行う。